



期日前・不在者投票の時間と場所	
陸前高田市役所 (1 階市民交流スペース)	7 月 4 日(金)～ 19 日(土) 午前 8 時 30 分～午後 8 時
アバッセたかたパブリックスペース	7 月 14 日(月)～ 19 日(土) 午前 9 時～午後 7 時

※不在者投票に関する手続きについては、陸前高田市役所（1 階市民交流スペース）のみでの対応となります。

期日前投票について
投票日当日、仕事や病氣、旅行や用事などで投票所に行けない人は、期日前投票を行うことができます。
※投票する時点でまだ 17 歳の人で 7 月 20 日(日)までに 18 歳になる人については、期日前投票ではなく不在者投票をすることになります。

不在者投票について
出稼ぎや出張などのため、ほかの市町村に長期滞在している人で、投票日に本市において投票できない人は、滞在している市町村の選挙管理委員会で不在者投票を行うことができます。
不在者投票をする場合は、直接または郵便で投票用紙を請求してください。本人の意思に基づき代理人が請求することもできます。

病院などに入院(所)している人は
不在者投票所の指定を受けている病院や老人ホームなどに入院(所)している人は、その施設で不在者投票ができますので、入院(所)している施設に確認してください。

身体に障がいのある人は
身体障害者手帳または戦傷病者手帳の交付を受けている人や介護保険の要介護認定を受けている人で、その障がい(要介護)の程度が一定の基準にあてはまる人は、郵便などによる不在者投票ができます。

郵便などで投票する場合は、事前に郵便等投票証明書の交付を受け、投票用紙を請求する際は、その証明書を添えて行わなければなりません。

投票用紙の請求は、投票日の 4 日前(7 月 16 日(水))までに行う必要があります。証明書には有効期限がありますので、期限が切れてい

開票状況の参観
開票は、7 月 20 日(日)、午後 8 時から夢アリーナたかたで行います。本市の有権者は、この開票状況を参観することができます。参観を希望する人は、必ずスリッパなどの上履きを持参してください。入場は午後 7 時 30 分からです。

タクシー券の利用
車などを所有しておらず、投票所までの移動が困難な人などは、入場券に同封して送付しているタクシー券を利用することができます。

タクシー券は、片道につき 500 円を市が助成しますので、差額分についてお支払いください。

なお、タクシー券については、期日前投票所および当日投票所のいずれに行く場合でも使用できます。

7 月 20 日(日)に投票所に行けない人は
期日前投票
不在者投票
を忘れずに

請求に基づき本人あてに投票用紙を郵送しますので、滞在先の市町村の選挙管理委員会に持参して投票してください。
郵送のため、日数がかかりますので、手続きは早めに行ってください。

場合によっては、改めて証明書の交付を受けてください。
また、上肢または視覚の障がいの程度が一定の基準にあてはまる人は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出をした代理記載人に、代理投票をさせることができます。代理記載人の届け出は、事前に手続きを済ませる必要があります。早めに手続きを行ってください。

大事な投票、
忘れずに！



第 27 回 参議院議員通常選挙

7 月 20 日(日) 午前 7 時～午後 6 時投票

任期満了に伴う参議院議員通常選挙が 7 月 20 日(日)に行われます。投票は、午前 7 時から午後 6 時まで、市内 12 カ所の投票所で行われます。あなたの大切な一票です。棄権せず、必ず投票しましょう。投票日に投票所へ行けない人は、期日前投票または不在者投票をしましょう。

投票できる人は
今回の選挙で投票できる人は、本市に居住している満 18 歳以上の人(平成 19 年 7 月 21 日以前に生まれた人)です。
ほかの市町村から転入してきた場合、令和 7 年 4 月 2 日(水)までに転入の手続きを済ませ、引き続き居住していることが必要です。
市内で転居した人で、6 月 17 日(火)以降に転居の届け出をした人は、転居前住所地の投票所での投票になります。

入場券を忘れずに
入場券は、7 月 3 日(木)以降に郵便で皆さんのお手元に届く予定です。
入場券には氏名や住所、投票所などが記載されています。届いたらすぐに記載内容を確認し、間違っているところがあった場合は、選挙管理委員会まで連絡してください。
入場券は、投票日まで大切に保管し、当日は忘れずに持参してください。
なお、入場券を紛失した場合や、入場券がない(届かない)場合でも、本人確認をした上で投票できますので、投票所の受付に申し出てください。

投票所一覧

投票区	投票場所	投票区の区域(行政区)
高田第 1	陸前高田市役所 (1 階市民交流スペース)	高田町第 6 区、7 区、9 区、10 区、11 区、12 区、13 区、14 区、15 区、17 区、18 区、19 区
高田第 2	高田地区コミュニティセンター (市コミュニティホール)	高田町第 1 区、2 区、3 区、4 区、5 区、8 区、16 区
気仙第 1	今泉地区コミュニティセンター	気仙町第 1 区、2 区、3 区、4 区、5 区、6 区、7 区
気仙第 2	漁村センター (長部地区コミュニティセンター)	気仙町第 8 区、9 区、10 区、11 区、12 区、13 区、14 区
広田	広田地区コミュニティセンター	広田町全域
小友	小友地区コミュニティセンター	小友町全域
米崎	自然環境活用センター (米崎地区コミュニティセンター)	米崎町全域
矢作第 1	矢作多目的研修センター (矢作地区コミュニティセンター)	矢作町第 8 区、9 区、10 区、11 区、15 区、16 区
矢作第 2	下矢作多目的研修センター (下矢作地区コミュニティセンター)	矢作町第 1 区、2 区、3 区、4 区、5 区、6 区、7 区
矢作第 3	生出多目的集会センター (生出地区コミュニティセンター)	矢作町第 12 区、13 区、14 区
竹駒	定住促進センター (竹駒地区コミュニティセンター)	竹駒町全域
横田	地域資源活用総合交流促進施設 (川の駅よこた)	横田町全域

郵便等による不在者投票ができる人

区 分		障害(要介護)の程度
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障害	2 級以上
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	1 級または 3 級
	免疫、肝臓の障害	3 級以上
戦傷病者手帳	両下肢、体幹の障害	詳細は選挙管理委員会へお問い合わせください
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害	
介護保険被保険者証の要介護状態区分		要介護 5